

## 投稿FORUM

### 「図書館員の倫理綱領」をどう評価すべきか

●  
薬袋秀樹

#### はじめに

久保輝巳氏(関東学院大学)は『図書館雑誌』7月号の「「図書館員の倫理綱領」制定20年」特集の「「倫理綱領」制定20年」<sup>1)</sup>という文章で、筆者の1996年の論文<sup>2)</sup>に言及している。久保氏が筆者の論文の概要を紹介し、「大いに反省もさせられ、参考になる点も少なくなかった」と述べていることには敬意を表す。しかし、筆者の主張が十分明らかにされているとは言えないため、筆者の考え方を明らかにするとともに、久保輝巳氏、後藤暢氏(専修大学)<sup>3)</sup>の文章に対する意見を述べておきたい。

#### 1. 倫理綱領批判の核心

筆者の論文の主張の中心は、倫理綱領前文の副文第3項の「社会への誓約-利用者和社会の厳しい批判-図書館員の努力-利用者からの信頼-司書職制度」というプロセスが成り立たないこと、したがって、倫理綱領は専門職制度の確立にはつながらないことにある。

そのプロセスを個条書きで紹介しておこう。

- ・この綱領は、われわれの図書館員としての自覚の上に成立する。
- ・これを公表することによって、われわれの共通の目的と努力、職業集団としての判断と行動を社会に誓約することになる。
- ・その結果、われわれは図書館に期待する人びとと社会全体からの厳しい批判に自らをさらすことになる。
- ・この批判の下での努力こそが図書館員という職業集団への信頼を生む。
- ・図書館員の専門性は、この信頼によって利用者に支え

られ、司書職制度という形で確認され、充実されねばならない。

言葉としては非常に美しい言葉である。しかし、この美しい言葉のとおり現実が動くのだろうか。筆者はこのプロセスは成り立たないと考える。一字一句を読めば誰でもそう思うはずである。その理由は次のとおりである。

- ・倫理綱領が日本図書館協会会員に十分理解されているかどうかは明らかではない。その上、図書館職員の中で日本図書館協会会員は少数派である。
- ・社会に対して倫理綱領をPRする手段は限られており、積極的なPRは行われていないため、倫理綱領は利用者や社会にほとんど知られていない。
- ・倫理綱領の内容は、抽象的で具体性に欠けるため、利用者に対し具体的な内容について誓約することは困難である。
- ・したがって、利用者や社会が図書館職員に対して批判を持ったときでも、倫理綱領は批判のための具体的な基準にはならない。
- ・図書館職員に対する批判を公にすることは、図書館職員にマイナスになるため、利用者の批判は個人的な批判にとどまる。

この結果、倫理綱領はすべての図書館職員の理念的な目標にとどまり、専門職員の自律のための具体的な目標の役割を果たすことはできず、社会に対する誓約も行えなかった。

後藤氏は、筆者の批判に触れることなく、第3項を引用し、その意義を説いている。では、この20年間、このプロセスはどのような形で機能してきたのだろうか。

## 2. 倫理綱領の適用

倫理綱領が有効かどうかは、それが実際に適用されているかどうかから判断できる。

残念ながら、これまで、寡聞にして、現実の問題に倫理綱領を適用した例を聞いたことがない。図書館の現場では、後藤氏が指摘するように「(専門職制度が) 制度化されている図書館の職員が、必ずしも利用者の信頼を得られない場合」がある。しかし、そのような場合にも倫理綱領を適用したという話は聞かない。このような場合に、基準として用いられるのは、図書館のあり方に関する考え方や利用者の要求そのものである。倫理綱領が用いられない最大の理由は、倫理綱領が抽象的で、具体的な基準にならないからではないだろうか。

後藤氏は、1980～90年代の行政改革の時代を乗り切るために倫理綱領は必要だったと述べている。もし、倫理綱領が必要だったのであれば、1980～90年代の行政改革の中で、倫理綱領の適用に関して何らかの記事が書かれているはずである。

## 3. 倫理綱領と司書職制度

司書職制度の実現について、久保氏は「臨時・非常勤職員の急増、委託公社派遣職員の導入、司書職の一般行政職への配転、館長の司書有資格者の低下など、かえって悪い方向に進みつつある」と述べている。筆者は、このような現実を招いた原因の一つは、日本図書館協会と図書館員の問題調査研究委員会が、専門的職務の明確化を避け、倫理綱領のような抽象的な規定によって司書職制度の確立を導こうとしたことにあると考える。

したがって、筆者は、久保氏のように、現在「職員全体の「綱領」への認識がいつそう強く求められる」とは思わない。確かに、筆者は、久保氏が引用しているように「現行の倫理綱領はすべての図書館職員の努力目標の宣言としてはすぐれたものであり、もっと活用されるべきである」と書いている。しかし、その次の項目では、現行の倫理綱領を生かすには、「図書館員の専門性と専門的職務を明確化し、サービス基準、職務区分表、教育(学習)基準を整備して、その実行に努めるべきである」と書いている。久保氏は、この二つの項目を別々にし、順序を入れ替えて引用している。そのため、筆者の倫理綱領に対する批判は不明確になっているのである。

図書館職員が利用者の信頼を得るためには何をすれば

よいのだろうか。筆者は上記の「図書館員の専門性と専門的職務を明確化し、サービス基準、職務区分表、教育(学習)基準を整備して、その実行に努める」ことに尽きると思う。サービスは、倫理綱領と異なり、すべての利用者の目に見える。この専門的職務の一端が、筆者が以前提起した「読書案内(本の案内)」である。このテーマについてすら、十分な議論が行われず、図書館界で合意が得られないところに問題がある。

## 4. 専門的職務と非専門的職務

久保氏が指摘している「臨時・非常勤職員の急増、委託公社派遣職員の導入、司書職の一般行政職への配転、館長の司書有資格者の低下」といった現象を見れば、今こそ司書の「専門的職務の明確化」が必要であることは明らかである。

ここで重要なのは、専門的職務を明確化するには、非専門的職務を明確化せざるを得ないということである。図書館の仕事はすべて司書の職務であると主張するのか、あるいは、専門的職務と非専門的職務を分けるのか、道は二つしかないのである。この30年間、公共図書館界は、前者を主張してきたが、その結果、専門的職務は、利用者の目に見える形では行われず、図書館の仕事はだれでもできるという批判を許してきたのである。

## おわりに

念のために述べておくが、筆者は倫理綱領を否定しているわけではない。日本の図書館界にはその前提条件が欠けていることを指摘しているのである。

### 注・参考文献

- 1) 久保輝巳「『倫理綱領』制定20年」『図書館雑誌』Vol.94, No.7, 2000.7, p.474-475.
- 2) 葉袋秀樹「日本図書館協会『図書館員の倫理綱領』(1980)の考察」『図書館学会年報』Vol.42, No.1, 1996.3, p.32-48.
- 3) 後藤暢「社会への誓約から専門職制度まで—『図書館員の倫理綱領』前文と第1から」『図書館雑誌』Vol.94, No.7, 2000.7, p.478-479.

(みない ひでき：図書館情報大学)  
[NDC9：013.1 BSH：図書館員]